

医 政 安 発 0326 第 1 号
令 和 2 年 3 月 26 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課医療安全推進室長
(公 印 省 略)

医療安全管理者の業務指針および養成のための
研修プログラム作成指針の改定について

医療安全管理者の業務及びそれらを担うことになる者を養成する医療関係団体等が主催する研修の内容に関しては、「医療安全管理者の業務指針および養成のための研修プログラム作成指針の送付について」（平成 19 年 3 月 30 日付け医政発第 0330019 号・薬食発第 0330009 号厚生労働省医政局長・厚生労働省医薬食品局長通知。以下「前通知」という。）により留意点を示してきたところである。

今般、前通知で示した「医療安全管理者の業務指針および養成のための研修プログラム作成指針」における課題点を抽出するため、厚生労働科学研究「今後の医療安全管理者の業務と医療安全管理者養成手法の検討のための研究」を実施し、その研究報告書の提言内容や平成 19 年以降の医療安全に関わる動向等を反映した「医療安全管理者の業務指針および養成のための研修プログラム作成指針」（令和 2 年 3 月改定版）（以下「指針改定版」という。）を別添 1 の通り作成した。

今後、各医療機関においては、別添 2 の新旧対照表を参考に指針改定版を確認いただき、医療安全管理者の業務を改めて見直しするよう、貴管下医療機関等に周知いただくようお願いする。